

サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託仕様書

1 業務名

サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の概要

フットボールスタジアム検討協議会（以下「協議会」という。）に資料を提供するため、サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）の整備の課題や整備手法をはじめ、多機能化・複合化等に係る状況の把握、整備場所の検討、スタジアムの整備検討に必要な各種調査、周辺への影響の検討を行うほか、スタジアムの配置図等やその他の整備に必要な工事等に関する資料の作成及び整備に係る概算費用の算出等を行うとともに、協議会の会議（以下「会議」という。）に係る運営支援を行う。

4 業務の内容

- (1) スタジアムの現状と課題の把握を行うとともに、整備手法や多機能化・複合化等に係る状況について国内類似施設の稼働率や利用状況を参考にまとめ、会議で報告すること。
- (2) スタジアムの整備を検討するに当たり、次のとおり仮想候補地を設定し、課題と実現可能性に係る調査を行うこと。

※試算のため、収容人数は20,000～25,000人を目安とする。

【新設】

- ・受託者が適当と考える複数の候補地

【改修】

- ・JFE晴れの国スタジアム

(座席の増設、Jリーグのスタジアム基準に基づいた屋根カバー率やトイレの設置数量等への改修)

- (3) 現状の観客動員数や将来予測を分析し、想定される収容人数の適正規模と計画地において整備可能な最大規模を検討すること。
- (4) ラグビー、アメリカンフットボールの試合も実施可能なJ1リーグのスタジアム基準に基づいた場合において、仮想候補地として仮定した場所における想定整備費用や整備手法、整備主体、施設の維持管理費、収支予測、事業スケジュール、外観パース図（建物は透過性のある立方体で示す程度）を検討すること。
- (5) 仮想候補地として仮定した場所及び周辺環境の法的規制や周辺交通状況、地域への経済的な影響等を整理すること。
- (6) 駐車場必要容量、公共交通来場計画並びにスタジアム周辺の観客及び関係者の動線を

検討するとともに、施設概要及び配置案を整理すること。

- (7) J1リーグとJ2リーグにおける観客動員数の動向及びJ1リーグからJ2リーグに降格したクラブの観客動員数の動向（コロナ禍を除く過去10年間）を分析し予測すること。
- (8) 上記以外についても、会議において調査依頼があった事項については、柔軟に対応し、次の会議までに内容を整理して、次の会議で報告を行うこと。
- (9) 会議に提出する資料の作成を行うとともに、会議の運営支援を行うこと。（6回程度の開催を想定）
 - ・ 9月末までに中間報告書案をまとめて、次の会議で報告を行うこと。
 - ・ 2月末までに最終報告書案をまとめて、次の会議で報告を行うこと。
 - ・ 会議において、委員からの質問に答えるとともに、記録を行い、会議録を作成すること。

5 打合せ

本業務の実施に当たっては、委託者担当職員と綿密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、相互に確認するものとする。特に、会議において新たに調査が必要となった事項については、委託者担当職員と打合せを行うこと。

6 貸与資料

- ・ JFE晴れの国スタジアム完成図
- ・ JFE晴れの国スタジアム構造計算書
- ・ その他必要と認められる資料

7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者の意図・目的を十分に理解した上で、適切な人員を配置し、これまでの業務で得られた知見やノウハウを活用することにより、各専門分野における技術を十分に発揮できるようにすること。
- (2) 受託者は、関係する法令等を遵守するとともに、委託者と緊密に連携を取り、本業務を遂行すること。

8 成果品

- (1) 実績報告書（A4版・カラー・両面印刷）：10部（原本：1部・副本：9部）
- (2) 上記報告書のデータ（CD-R等に保存したもの）：1枚（※）
（※容量次第で2枚以上でも可）

※1 報告書は項目ごとに整理し、仮定した場所での比較が可能な形式で取りまとめること。

※2 最終的な提出期限は、令和9年3月末までとするが、各業務は会議の開催に沿って実施し、報告すること。

※3 著作権は、全て岡山県に帰属するものとし、また、二次利用できることを原則とする。

9 業務計画書

受託者は、契約締結後14日以内に次の事項を記載した業務計画書を作成し、委託者の承諾を受けること。

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務実施体制
- (4) 担当者経歴書

10 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載のある業務の実施に必要な一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務の全部を他の者に再委託してはならない。業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方、内容、金額及び理由をあらかじめ書面で報告し、委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。